



産業革新条例の一部条文改正－AI、炭素削減、投資税額控除の適用範囲拡大及び施行期間延長

立法院は2025年4月18日に《産業革新条例》の一部条文改正案を可決しました。従前の産業革新条例第10条の1では、スマート機械、5Gモバイル通信システムの導入、情報通信セキュリティ製品又はサービス等への投資に対する租税優遇が定められ、2024年末に施行期限が満了しました。今回、産業発展の需要、科学技術の発展及びネット・ゼロカーボンのトレンドに応じた、多様な技術革新を奨励するために、租税優遇期間を2029年12月31日まで延長しました(2025年1月1日より施行)。さらに、適用項目にAI製品又はサービス、省エネ・炭素削減項目を追加し、投資税額控除が適用できる支出金額の上限もNT\$20億まで上げました。このほか、有限責任組合のパススルー課税の基準及びエンジェル投資家の投資金額の当年度個人所得総額からの控除等に関する規定も改正されました。日系企業による適用も多い**第10条の1**の投資税額控除関連規定に関する今回の改正ポイントは以下の通りです。

- 延長: 租税優遇期間を2029年12月31日まで延長(2025年1月1日より施行)
- 拡大: 適用範囲にAI及び省エネ・炭素削減項目を追加し、適用申請金額を従前のNT\$10億からNT\$20億まで引上げ

- 継続: スマート機械、5Gモバイル通信システムの導入、情報通信セキュリティ製品又はサービス等への投資を継続適用対象に
- 削除: スマート機械の定義を改正し、スマート機械からIoT、リーン生産方式及びセンサーに係るスマートテクノロジー要素を削除
- 追加: 新たにAI製品又はサービスを適用対象に追加。これは機械学習アルゴリズム、深層学習アルゴリズム、大規模言語モデル又は自然言語処理のテクノロジー要素を用いて、人間の知能をエミュレートして認知、学習及び推論を行い、各種データの類型を大規模に利用し、産業に必要な識別、分類又は生成等の各種応用を形成し、企業の運営又は生産製造機能を最適化するハードウェア、ソフトウェア、技術又は技術サービスを指す。
- 追加: 新たに省エネ・炭素削減を適用対象に追加。これはエネルギー使用効率の向上、エネルギー又は資源の消耗の減少、さらに温室効果ガスの排出削減のため、公共の省エネ又は製造工程改善の低炭素テクノロジー要素の運用を指す。

- 注意: 特殊会計年度を採用する企業の2024年度に含まれる2025年1月1日以降の期間にも適用が可能。例えば、3月決算企業の場合、2024会計年度の期間は2024年4月1日から2025年3月31日までです。2025年1月1日から2025年3月31日までの期間においてAIや炭素削減の関連投資を新規追加した場合、新たな投資控除規定の適用が出来ます。

KPMGの見解

本条例第10条の1に関連して、AI製品又はサービス、省エネ・炭素削減項目が適用項目に追加され、投資税額控除が適用できる支出金額の上限もNT\$20億まで引上げられました。なお、改正追加項

目の適用の可否は、企業の投資方針決定時点(即ち注文日)に基づき判断し、実際の投資控除年度は、企業の投資項目が納品完成し業務の用に投入された時点(納品年度)になります。

例えば、企業が2024年12月31日までにAI設備を注文し、2025年1月31日に納品された場合、注文日が今回の改正の発効(2025年1月1日)前であるため、2025年に納品されたものの、改正規定を適用することができません。

産業革新条例の改正前後対照表

項目(条文)		改正前	改正後
施行日		2019/1/1~2024/12/31	2025/1/1~2029/12/31
設備投資 税額控除 (§ 10-1)	適用範囲	スマート機械 5Gシステム 情報通信セキュリティ製品又はサービス 以上の新規ソフト・ハードウェア、技術又は技術サービス関連の導入	スマート機械 5Gシステム 情報通信セキュリティ製品又はサービス AI製品又はサービス 省エネ・炭素削減 以上の新規ソフト・ハードウェア、技術又は技術サービス関連の導入
	控除支出範囲	年間支出額: NT\$100万から NT\$10億	年間支出額: NT\$100万から NT\$20億



KPMG Taiwan Network

台北事務所

主要聯絡人

台北市 110615 信義區
信義路 5 段 7 號 68 樓

T +886 2 8101 6666 (代表)
F +886 2 8101 6667

新竹事務所

新竹市 300091 東區
科學園區展業一路 11 號

T +886 3 579 9955
F +886 3 563 2277

台南事務所

台南市 700002 中西區
民生路 2 段 279 號 16 樓

T +886 6 211 9988
F +886 6 6229 3326

台中事務所

台中市 407059 西屯區
文心路二段 201 號 7 樓

T +886 4 2415 9168
F +886 4 2259 0196

高雄事務所

高雄市 801647 前金區
中正四路 211 號 12 樓之6

T +886 7 213 0888
F +886 7 271 3721

Contact us

Partner

林 琇宜

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:02587
E slin1@kpmg.com.tw

友野 浩司

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:06195
E kojitomonoko@kpmg.com.tw

蔡 文惠

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:00584
E etsai@kpmg.com.tw

陳 彥富

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:02909
E byronchen@kpmg.com.tw

柯 有聰

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:16592
E jasonko1@kpmg.com.tw

記帳部門

記帳代行、個人所得稅、給与計算等

田中 杏奈

マネジャー

T +886 2 8101 6666 內線:14617
E annatanaka@kpmg.com.tw

登記部門

会社設立、VISA申請

吳 菁

マネジャー

T +886 2 8101 6666 內線:02369
E karenwu@kpmg.com.tw

日本人顧問

平野 健史

T +886 2 8101 6666 內線:19794
E thirano1@kpmg.com.tw

宇賀神 卓也

T +886 2 8101 6666 內線:22374
E takuyaugajin@kpmg.com.tw

kpmg.com/tw/jp

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

© 2025 KPMG, a Taiwan partnership and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Public

発行責任者：陳彥富統括 / KPMG台湾

